

○福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例施行規則

令和2年3月31日

福岡県規則第25号

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例施行規則を制定し、ここに公布する。

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例施行規則  
(趣旨)

第1条 この規則は、福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例(令和2年福岡県条例第9号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(啓発を行う教育機関)

第2条 条例第13条第2項に規定する規則で定める教育機関は、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年5月法務省告示第145号)の別表第1号から別表第4号までに定める日本語教育機関又は教育機関のうち所在地が福岡県であるものであって学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校に該当しないものとする。

(自転車貸付業者の届出)

第3条 条例第19条第1項の規定による届出は、自転車貸付業者がその事業を開始した日から起算して30日以内に自転車損害賠償保険等加入状況等届出書(様式第1号)を知事に提出して行わなければならない。

2 条例第19条第1項第4号に規定する知事が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- (2) ホームページアドレス
- (3) 営業時間
- (4) 条例第19条第3項の規定による周知を希望しないときは、その旨

3 条例第19条第2項の規定による変更の届出は、その変更があった日から起算して30日以内に自転車損害賠償保険等加入状況等変更届出書(様式第2号)を知事に提出して行わなければならない。ただし、軽微な変更(同条第1項第3号に規定する自転車損害賠償保険等への加入等の状況に係る事項のうち自転車損害賠償保険等の更改又は更新による保険期間の変更及び自転車損害賠償保険等の対象となる自転車台数の変更に限る。)については、この限りでない。

4 条例第19条第2項の規定による廃止の届出は、その事業を廃止した日から起算して30日以内に廃止届出書(様式第3号)を知事に提出して行わなければならない。

(周知)

第4条 条例第19条第3項の規定による周知は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の方法により行うものとする。

- (1) 自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所  
(法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 自転車を貸し付ける場所
- (3) 貸付けの用に供する自転車が自転車損害賠償保険等に加入していること。
- (4) 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- (5) ホームページアドレス
- (6) 営業時間

(立入調査証明書)

第5条 条例第20条第3項に規定する立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、様式第4号によるものとする。

(勧告)

第6条 条例第21条の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。

- (1) 勧告の対象となる自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所（法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 勧告の原因となる事実
- (3) 勧告の内容
- (4) その他知事が必要と認める事項

(公表)

第7条 条例第22条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

- (1) 勧告に従わない自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所（法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 公表の原因となる事実
- (3) 勧告の要旨
- (4) その他知事が必要と認める事項

2 条例第22条第1項の規定により公表する期間は、当該公表の対象となった自転車貸付業者が勧告に従ったときその他公表する必要がなくなると認めるときを除き、公表した日からおおむね1年間とする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条から第7条までの規定は、令和2年10月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

自転車損害賠償保険等加入状況等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称

（代表者名）

住 所

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第19条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

氏名、商号又は名称				
代表者の氏名				
住所又は主たる事業所の所在地	郵便番号	—		
電話番号				
ホームページアドレス				
電子メールアドレス				
自転車損害賠償保険等への加入等の状況	保険者			
	保険の種類			
	保険期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	保険金額 (対人補償上限額)			
	保険等の対象となる自転車台数	(貸付自転車台数：		台
自転車を貸し付ける場所	名称		電話番号	
	所在地	郵便番号	—	営業時間
県による届出事項の県民への周知	<input type="checkbox"/> 県による届出事項の県民への周知を希望しない ※ 県民への周知を希望しない場合は、 <input type="checkbox"/> にレ点を入れてください			

備考

- 添付書類 自転車損害賠償保険等への加入等の状況が確認できる書類（保険証券の写し等）
- 記入欄が不足する場合は、適宜必要事項を記載した書面を、この様式と共に提出してください。
- 貸し付ける自転車ごとに、自転車損害賠償保険等（※）に加入している場合は、貸付自転車及び当該自転車損害賠償保険等の内容を一覧にした書面を、この様式と共に提出してください。（※公益財団法人日本交通管理技術協会が実施するTSマーク付帯保険など貸付自転車を運転する者が当該自転車の利用に係る事故により生じた他人の生命又は身体の損害を填補するための保険等をいいます。）

様式第2号（第3条関係）

自転車損害賠償保険等加入状況等変更届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称  
（代表者名）  
住 所

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第19条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

氏名、商号又は名称	
代表者の氏名	
住所又は主たる事業所の所在地	郵便番号 ー
変更した事項	
変更の内容	変更前  変更後
変更の理由	
変更した日	年 月 日

様式第3号（第3条関係）

廃止届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

氏名又は名称

（代表者名）

住 所

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第19条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

氏名、商号又は名称	
代表者の氏名	
住所又は主たる事業所の所在地	郵便番号 ー
廃止した日	年 月 日

様式第4号(第5条関係)

(表)

立 入 調 査 証 明 書		No. _____
写 真	所 属 職 名 氏 名	
福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例第 20条第2項に規定する立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日		
福 岡 県 知 事 印		

(裏)

福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例(抄)  
(指導及び調査)

第20条 知事は、自転車貸付業者が、第17条第4項の規定により自転車損害賠償保険等に参加せず、又は前条第1項及び第2項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をしたときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な指導をすることができる。

2 知事は、前項の規定の施行に必要な限度において、その職員をして、当該自転車貸付業者の事務所若しくは自転車を貸し付ける場所に立ち入り、自転車損害賠償保険等への加入等の状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第21条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該自転車貸付業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 前条第1項の規定による指導を受けた自転車貸付業者が、正当な理由なく当該指導に従わないとき。

(2) 前条第2項の規定による立入調査の対象となった自転車貸付業者が、正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第22条 知事は、前条の規定に基づく勧告を受けた自転車貸付業者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けた自転車貸付業者の氏名、事業の経営上使用する商号があるときはその商号及び住所(法人にあっては、名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他規則で定める事項を公表することができる。

2 (略)